那須烏山市告示第50号

# 公　示　送　達　書

次の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定に基づき公示します。

なお、当該公示送達に係る書類は税務課にて保管し、送達を受ける者から交付の申し出があれば速やかに交付します。

令和８年11月９日

那須烏山市長　川　俣　純　子

| | |
|---|---|
| 通知書番号 | 氏名（名称） |
| | 石川　欽也 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

（注意）この書類は、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。